

第4回文京区地域福祉推進協議会障害者部会会議録

日時：平成23年8月2日（木）午後1時～午後3時

場所：文京シビックセンター3階障害者会館A B会議室

次第：

1 開 会

2 議 題

(1) 障害者計画の重点課題と方向性について 【資料第1号】 …P.1～P.6

(2) 計画の体系について（案） 【資料第2号】 …P.1～P.6

主な障害福祉サービス等の内容 【参考資料】

(3) シンポジウム（案）及び障害者本人等の意見を聞く場の開催について

【資料第3号】

3 その他

特別支援教育連携協議会について

※資料は当日席上配付

その他

出席者：

（障害者部会員）高山直樹、鈴木愛三、富所由紀子、齊田宗一、佐藤澄子、安達勇二、
亀田美輪、小西慶一、上村榮子、藤田美南子、江澤嘉男、杉崎祐子、
椎名障害福祉課長、新名福祉センター所長、渡邊特命担当課長、辻保育課長、
石原保健衛生部・文京保健所参事、野稲教育センター所長

欠席者： 丁寧、大石恵理子、伊藤教育指導課長

傍聴者： 7名

I 開 会

高山部会長：開会挨拶

椎名課長：第4回欠席委員紹介、資料確認、会議録説明、教育指導課長の追加コメント説明。

本日欠席の伊藤教育指導課長より、前回、＜特別支援教室専門指導員の通常の学級で学びながら全体指導に自信を持ってついていきにくいと思われるお子さんのために、そういった方をモデル事業として配置する＞というくだりの部分で、若干、勘違いがあるといけないということで、追加コメントが提出されたので読み上げる。「この指導の対象となっている通常の学級で学びながら全体の指導に自信をもってついていきにくいと思われるお子さんというのは、東京都特別支援教育第三次計画にある「特別支援教室」の構想に合わせ、通常の学級に在籍する発達障害もしくは学習上や生活上に困難がある児童生徒を対象としている。就学相談において特別支援学級の判定を受け、保護者の意向で通常の学級に入学したお子さんについても、「特別支援教室」での指導対象とするには、まだ全国的に条件整備ができてない。今後の国の中央教育審議会の特別支援教育の今後の方針や国や都の制度改正等の動きを踏まえながら、今後の検討事項だと考えている。」とのことであった。

II 議 題 1 障害者計画の重点課題と方向性について

高山部会長：議題（1）「障害者計画の重点課題と方向性について」（資料第1号）、（第1号追加資料）について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：「障害者計画の重点課題と方向性について」（資料第1号）、「重点課題」（第1号追加資料）について説明。

大きな修正はないが、前回の部会で指摘されたところを中心に、言葉の言い回し方等を含め、若干修正をさせていただいた。現時点の段階で部会の了承をいただきたいという資料である。追加資料の方については、実際に、障害者計画という形で本に載せるときには、まだ形を完全に決定しているわけではないが、文章化して載せるということも踏まえながら、こちらのほうも提示させていただいた。内容に関しては、資料第1号の課題と方向性をミックスして作られている。

高山部会長：イメージとしては、追加資料の文章が、この上に乗る前文みたいな形になるのか。

椎名課長：そうである。なお、今まではほかの計画と大体同じような形式で作られていたが、今回は別になるので、工夫させていただくという意味では、さらにビジュアル的で見やすくしたいと考えている。形はまだこれからコンサルとも相談しながら決めていこうと思っている。

高山部会長：こういう追加資料の内容ということの方向性だが、今日は、課題と方向性についての確認ということで、2つずつやっていきたい。最初の「自立に向けた地域生活支援の充実」、「相談支援と権利擁護の充実」、2つの課題はいかがか。確か、題目も変わったのではないか。

椎名課長：ご指摘を受けた1番で、前回の「個性に合った自立した地域生活を実現する支援の充実」は、少し長すぎるというか、思いが入りすぎているのではないかというようなご指摘を受けたところである。

高山部会長：それが、「自立に向けた地域生活支援の充実」と変わったが、そこも含めていかがか。

上村委員：文京区では相談支援に自立生活支援センターの項目を入れてあるが、現実的に「自立に向けた地域生活支援の充実」では、よそのところは事業者がそれぞれやっている。実質的には、グループホームを支えたり、地域で、一人で生活している障害者を支えたりというような、自立生活支援センターをそれぞれ立ち上げているのだが、第1項目の中に、これをもう少し強く打ち出せないか。福祉サービスの拡充もいいが、少し何か、非常に行政カラーで提供するものだけみたいな感じである。それぞれの事業者では、実質的には、結局そこに通っているお子さんと家族で困ったことがあれば、ある程度支援的なことをかなり入り込んでやらざるを得ない状況が現実的には起きている。もう少し、区でそのところを体系化するのが、これからの国の方策と併せての喫緊の課題ではないかなと思う。それには、事業者の誘致と人材ということも、それぞれの状況によってあるのだが、各事業者ともここ数年で、支援できる力をそれぞれではつけているのだが、ここをもう少し何か、就労支援センターのように、思い切って総合的な。

今回、新福祉センターが4年後できるときに、そういう機能が、思い切って区では考えているのかどうか。もう今の高齢化の状況を見ると、若くてもそうでなくても、結構支援がすごく必要な人たちが増えているし、その機能があれば、あまりお金をたくさんかけなくても、いろいろなサービスができるような感じもするのですけれども。ここについては、区のほうではいかがか、どういう構想を考えているのか。

椎名課長：自立のための総合的な支援センターみたいなものが必要だということか。福祉センターで、相談機能だとかも充実させて、さまざまな支援をするサービスの中で整備されていくという感じではないのか。

上村委員：相談もそうだが、現実困っている人たちが、即、支援してほしいのである。それぞれの事業者では、ある程度努力されていると思うが、それを、横のつながりとか、そういうものをもう少し一元化して、あるいは困ったときに相談だけではなくて、サービスにつなげて、

サービスを具体的に提供する人とか機能が本当にほしいという現実ってきている気がする。

椎名課長：その辺は単なる相談ではなくて、例えば、相談を受けたところが支援をしていくというような形である。特に法改正により、今後はあらかじめどんなサービスが必要かというのをまず検討してから支給決定がされるという流れになっていく。そういう機能は、相談の中では随分出てくると考えている。

上村委員が言われるように、即サービスにつながるように連携してやることはできるのかもしれないが、では、翌日、というのはなかなかどうか。というのは、今のルールの中で、改正されたといえども自立支援法のルールの中で使われるのかなという気がしている。

高山部会長：今、それぞれの事業所が関わっているが、そこでは基本的にやっているわけか。

椎名課長：はい。

江澤委員：1ページの「地域のサービス資源と相談機関の連携強化」で、サービスのトータルなコーディネイト役というのは、各事業所おそらく取り組んでいると思う。いろいろなサービスを多事業にわたって利用されている、その必要がある支援度の高い方も多数いると思う。介護保険でいえばその辺をケアマネジャー等が取り組むのだろうが、実際、今の障害者の制度の中では、その相談を受けた事業所が主となり、いろいろなコーディネイトをやっているのが実態と思う。その辺を、さらに充実強化をするということの、各論の問題にいくのかなと思っているので、もう少し詳細に、丁寧に計画立てていただけるとありがたい。

椎名課長：重点課題はやや大ざっぱな書き方で、重点課題を構成する計画事業の中で詳しく丁寧にやっていく形になると思う。上村委員が言われたことは書かれているとは思いますが、ちょっとピンとこないという感じであると思う。

佐藤委員：上村委員が言われているのは、2ページの課題の「相談機関の緊急時対応やアウトリーチ等の機能強化」の辺りではないかと考える。私も区の知的相談員として、どこにどの程度つなげられるのかは、自分の中で課題である。せっかく相談支援と権利擁護の辺りが浮き出てきているのであれば、その辺りも含めたものにしていただければと思う。下々の浮き上がったもの、言ってくる人たちの問題だけではなく、言える人はいいが、言えなくて私たちのところへ相談に来る方を、行政なり何なりの相談支援をしてくれるところへ、いかにつなげられるかが、私は課題かなと思っているので、その辺りもよろしくお願ひしたい。

高山部会長：文言としては、これでよろしいか。

佐藤委員：はい。

高山部会長：これは重点課題で、ある意味では少し抽象的になる。これを具体的に落とししたときには、例えば、文京区にある社会資源をきちんと書いてフローをつくるとか、役割分担をどうするかみたいなものを入れ込んでいくという、それは最終的なまとめである。そういう意味では、抽象的かもしれないが一応その文言は入っているという理解でよろしいか。

あるいはもっと、文言としても強化し、何か付け加えることは、今日の段階ではやっていただいても結構である。

緊急対応や虐待に関しては、すぐ動かなくてはいけないところと、少し時間も幅もある基本的な自立に向けた地域生活支援を分けて、社会資源の役割分担やネットワークを具体的にどう構築していくかみたいなものは必要かもしれない。

渡邊課長：若干、方向性にもつながるような課題という意味で、追加資料ではもう少し練ったほうがいいところもあるのかなという印象は若干受けた。会長が言われた資料1の部分はこれで十分で、上村委員が言われたところも入っていると感じる。

高山部会長：重点課題なので少し大枠になるかもしれないが、この2つの項目についていかがか。

齊田委員：権利条約を国は批准してくるのだろうが、区としてどのような形の、条例みたいなものになってくるかが分からないが、本当に充実した相談業務ができるのかどうか、文章では何となく理解していても、実質的な内容的なものが見えないと、我々障害者は、「文書だけでやられてるの」となる。この辺をどうしていくかである。

高山部会長：その辺は、工夫が必要だ。先ほど私が言ったのは、文京区には社会資源がもうたくさんあるので、それをきちんと任せていくような役割分担だとかをはっきりさせていくのは、有り得るのかもしれないと思っている。それは、また別の話になるかなとは思う。

椎名課長：権利条約等の関連でいろいろと法律も変わってくるような、今、つなぎ法案の中でも、相談については、随分書き込みがされている基幹相談支援センターなどいろいろなものが出てくる。それはまだ、どういった形でどういうふうにしていくか、まだ決められていない段階なので、今後そういう相談体制は構築していく必要があるというところで、今回、資料1の中のアウトリーチや分かりやすい相談という形で書かせていただいた。今後に向けては、自立支援協議会において、相談支援体制やネットワークの検討も含めて、相談支援体制の不断の改善を取り組むという形でやっていこうというところまで表明した形になっている。

高山部会長：権利擁護に関してもう少し踏み込むと、基本的には社協が一つの大きな核としてやっている。権利擁護、成年後見の支援や日常生活支援事業、安心サポートを具体的にやっている。その機能を、もっと強化していかないと厳しいかなという感じがするので、そこら辺をあえて盛り込むことはできないか。

椎名課長：できなくはない。実は今回、重点課題に8～10行使っているが、前回の計画は大体5行くらいで比較的大まかなことを書いて、次の段階の計画事業などで詳しく書き込んでいったという形式だった。それを踏襲しているというところである。

渡邊課長：もう1点、社会福祉協議会がやっている権利擁護事業に関して言うと、障害のみならず、高齢者のほうの権利擁護も大きな課題というふうに認識しているので、介護・高齢部会でももちろん検討の対象である。全体としては、会長のご意向は受けた上で、地域福祉の推進計画のほうで、障害があるなし関係なく高齢者の方も含めてまとめる方向もあるのかなと思っている。

椎名課長：しかも、今回は相談支援と権利擁護を別枠に出して、より強調した形にはなっている。

高山部会長：私は、社協の強化は重点課題だと思う。そういう意見ということで。また、戻ってくることで構わない。何かあるか。

江澤委員：今回、1のタイトルを、「自立に向けた」と言い変えたが、自立という概念は、改めて注釈を入れたほうがいいのかと思う。区の基本構想の中には、両親から独立するためにグループホーム、ケアホームの整備を行うという表現がある。そういった表現が他のものにも入っているので、障害者計画については注釈を入れていただきたい。

「相談支援と権利擁護の充実」の追加資料の最後から2行目の「障害のために選択や意思決

定が困難で、判断能力が不十分な人」は、「自己決定支援などを必要とする方」というような文言に言い変えていただけたらと思う。

高山部会長：自立の概念をやりだすと大変濃くなるが、基本構想にそう何か書いてあるのか。
この件については、あとで確認することとして、自立に関しての注釈というのはどういうものか。

江澤委員：注釈は、福祉辞典の注釈辞典にあるような、「自己決定支援をしながら生活すること」とかその程度でいいと思う。

高山部会長：注釈だけを入れるより、文章の中に自立の概念みたいに盛り込んでいく形はどうか。

椎名課長：「自立」をそこまでやっていたら、全部の言葉に入れなくてはいけない気がする。

江澤委員：基本構想に、それがあったような気がした。

高山部会長：国が考えている自立の概念は、自己決定支援である。最初のこの自立のところに關して、自己決定支援みたいなものはとても大事なポイントになると思うので、その辺を少し入れるといいとは思う。これは、権利擁護でも就労支援でも全部つながってくる話である。

椎名課長：それは、例えば一番上の自立では、2行目に「障害者が自ら望む生活のあり方を選択できるよう」とあるので、十分書かれているのではないか。相談支援の1行目もそうである。

高山部会長：以前に、例えば自立の概念や権利擁護、エンパワーメントをあのほうか何かで解説したことはなかったか。要するに、その概念といったところは、後ろで参照できる形でその言葉を解説しておくというのではどうか。

椎名課長：特に大事な部分については。

高山部会長：キーワードはそうである。もう1つ、特に身体障害の方は、自立というのは「律する」の自律を使うこともあり、大事にしているので、そこはやはり大事になると思う。
もう1つは、2の問題の「障害のために選択や意思決定が困難で、判断能力が不十分な人の権利を擁護する支援策を推進します」だが、判断能力が不十分という使い方はよく使う。

江澤委員：使うが、一般の方が読んですっと入らないというか、誤解を生む可能性があると思う。

佐藤委員：判断能力のところは、言われるように「自己決定に必要な方」のほうがいいと思う。
障害者全ての人が、判断能力がないわけではない。

江澤委員：私は、やはりエンパワーメントの支援という視点で考えたほうがいいかなと思ったので、「自己決定支援が必要な方」という言い方のほうがいいと思う。

齊田委員：逆に、一般の人は分かりにくいのではないか。支援といってもどこが自己決定で、それができないのか。なかなか難しい問題である。

佐藤委員：権利擁護そのものが、自己決定が必要な人のために支援するというものではないのか。

高山部会長：それはもちろん、別途、理念としてある。

江澤委員：エンパワーメントの支援という視点で書くと、どうなるか。

高山部会長：最初の2行の「障害のある人が自らの生活のあり方を主体的に決定し、地域で自分らしい生活を送ることができるよう」というところに、エンパワーメント支援が入っているという解釈ができると思う。権利擁護に対しては、むしろ限定的に、判断能力が不十分な方々に対しては、よりその辺のところはきちんとやる必要があるという考えである。

椎名課長：もともとの資料で、成年後見制度の啓発と権利擁護の促進等が方向性に入れてあったので、文章的にここに載せた。成年後見制度との関係で判断能力が不十分ということでは、非常にマッチする言葉である。

江澤委員：ご本人たちの状態を表す中で、あまり受け入れられない表現かなと思う。

高山部会長：自己決定支援になると余計に分からなくなるという意見もあるし、その判断能力が不十分と言ってしまうことが、マイナスの捉え方ということもあると思う。

富所委員：先ほどと反対に、一般の人向けに注釈をつけたらどうか。

高山部会長：むしろ、成年後見制度あるいは虐待防止体制等の権利擁護のネットワークというものを構築するというようなことでは駄目か。

江澤委員：「選択や意思決定が困難で、判断能力が不十分な人」という表現は必要なのか。

高山部会長：それを取って、「権利を擁護する支援策を推進します」とか。

江澤委員：そういう人というのは、制度の中で言えるのか。

小西委員：権利擁護の説明として、この表現は間違っていないと思うが、強いて言うならば、障害福祉として何となく差別されている印象がある。こう書かれると普通の人から見ると誤解をされてしまう可能性もあり、表現的にはあまり適切はでないのかなど。一人一人限定するには、とても困難で、権利擁護を充実させて推進することだと思うので、その辺でオブラートに包んでしまったほうがいいのかなどという気がする。決して、間違いではない。

椎名係長：その辺はカットして少し修正し、そういう形で整理して、また提示する。

高山部会長：この文言修正については、事務局と私のほうで書かせてもらうという形でよろしいか。確かに、判断能力の不十分な方々は、文言に対してノーとは言うことはなかなか難しいと考えると、それはあるのかもしれない。

江澤委員：先ほどの基本構想の件ですが、62 ページの、「青年期の親からの独立など」というこの文言に引っ掛かった。

高山部会長：それは自立というよりも、その中項目が地域移行ということで、そこにあってもおかしくはない。

自立といったキーワードに関しては、その概念を説明するような形をとるということ。それから、重点課題の追加資料の権利擁護のところの最後の2行、「意思決定が困難で、判断能力が不十分な人」というところを、限定する言葉をやめて違う言葉をもってくるということ。それ

は、事務局と私のほうで、考えていくということで、よろしいか。

(異議なし)

高山部会長：次に「就労支援」と「子どもの育ちと家庭の安心への支援」については、いかがか。

小西委員：就労支援のところの就労支援自体はいいが、ここに定着支援が入らなくていいのか。

渡邊課長：就労支援と言ったときに、就職の支援と定着の支援と離職の支援の3つが入って1つの就労支援という概念なので、あえてそれを出さなくてもいいように思う。

小西委員：説明されると確かにそうだが、就労支援というのは就労かなというふうにとられるのではないか。どうか。

渡邊課長：疑念があるのであれば、3ページの2行目に「新規の一般就労の開拓や定着支援をはじめ、総合的な」という形で定着支援という言葉を入れておいて、この総合のところでは離職支援も含めて総合的にやるというふうに読ませて、トータルとしては就労支援という形、そういうやり方もあるかなと思う。

小西委員：そのほうが分かりやすいと思う。

椎名課長：一言で総合と言ったほうが、私はいいと思う。

高山部会長：本当は、開拓支援と定着支援と離職支援なのですよ。

佐藤委員：3ページの就労の「課題」で「障害者就労支援センター機能の充実とスキルの向上」とは、これは支援センターのスキルの向上か。就職する人のスキルの向上ではないのか。

椎名課長：職員の支援のスキルである。

高山部会長：支援スキルの向上と入れると分かりやすい。機能充実は分かるが、スキルのところで誤解されるかもしれないので、職員のスキルというよりも支援のスキルのほうがいいと思う。

佐藤委員：もう1点、「福祉就労における作業内容の充実と工賃アップ」は、就労支援センターでやるのか、就労支援と考えるのか。

椎名課長：書いていないが、通常は、事業所で中心的に取り組むと思うが、就労支援センターで取り組むことも可能である。

佐藤委員：例えば、区の中の仕事とか、そういうものを開拓してくださるのか。

椎名課長：例えば、仕組みを作ったり開拓したりして、それがそれぞれの事業所の方々に働いていただいて、一定工賃アップにつながるというのは可能である。

小西委員：ここで言っている就労支援は、どちらかというと、これから就労するための支援という形になっているが、現実的な話、権利条約のことも含めてだが、合理的配慮ということで職場の環境整備が十分ないと、特に私たち身体の場合にはなかなか就職ができないという風潮がある。そういうことは、どこで入ってくるのか。ここで入るのか。

椎名課長：就労支援の中には、働く環境の整備や生活の支援、通勤の支援だとかいろいろなことまで入って総合的な支援なので、当然そういうことも入っている。

小西委員：入るでいいのか。身体の人、そこが大きい。働けるのだが、職場の環境が整わなくて、結局、就職できないというようなことが結構多い。

高山部会長：障害者から見れば、社会のせいというか、そんな雰囲気なのか。

渡邊課長：身体障害者の方の職場環境の改善は、基本的にはハローワークなどに相談し、東京都雇用開発協会などの助成を使って、企業がやることになる。就労支援センターで総合的に調整してそれを活用して職場環境を改善するといったようなことが「総合的な支援」である。

高山部会長：ほかには、子どもの育ちはいかがか。

杉崎委員：子どもと言った場合、何歳くらいまでを指すのかが分かりにくい。子どもと言うと、高校生は入らないのかなという気がしてしまうので、分かりにくいと思う。

高山部会長：基本的には、児童福祉法のところで18歳未満とある。

杉崎委員：早期療育をうたっているのはありがたいが、18歳までというイメージがつかめない。

椎名課長：子どもは何で、どういう人を指すか明らかにすればいいという感じがする。

亀田委員：「現状・ヒアリングの傾向」の黒丸の下から2番目のところに、「障害のある子どもに対する理解を深める取り組みをしてほしい」とあるが、こういう内容は、施策には入っていない。特に取り組みをしないのか。どこの空間に入るのか。

高山部会長：啓発的な意味が含まれていると思う。

新名所長：具体的な取り組みとしては、平成24年から、乳幼児発達支援連絡会で一般区民に対する障害理解を深めるための講演会をやっていく形で考えている。文言はここでは出てこないが、具体的な施策の中では出てくると思う。

高山部会長：逆に方向性として、「障害のある子どもに対する理解を深める啓発」というのを入れるのはどうか。啓発も必要である。

新名所長：教育の中でも取り組みとしてはやっていくつもりである。

椎名課長：入れてもいいと思う。

高山部会長：では、方向性の中に「障害のある子どもに対する理解を深める啓発の充実」というような文言になると思う。

ほかにはいかがか。次に進んでもよろしいか。

(異議なし)

高山部会長：就労支援は、上から2行目の「一般就労の開拓や定着支援をはじめ」として「定着

支援」を入れる。課題では「障害者就労支援センター機能の充実と支援のスキルの向上」という形で「支援」を入れる。「子どもの育ちと家庭の安心への支援」は、子どもに関しての年齢をはっきりさせていくことを、注釈か何かで。それから、「障害のある子どもに対する理解を深める啓発の充実」ということを、方向性に入れていく。

次に、「まちづくり」と「災害対策・緊急事態」に関してお願いしたい。

江澤委員：5ページの「方向性」の中で、ほかの部分では「障害のある」という表現が、ここで「障害を持つ人、持たない人」という表現に変わっている意味が、何か。

その下の、ほかのところは「障害特性と個性に合わせた」という表現があったが、ここは「個性」が抜けている。これも何か理由があるのか。

渡邊課長：3ページの「障害特性と個性に合わせた就労支援」と比較して、5ページは「障害特性に合わせた移動やコミュニケーション」となっていて、「個性」が入っていないとの指摘だが、移動に個性が必要か。

江澤委員：コミュニケーションがいるのではないか。表現として、そろえたほうがいいと思う。

高山部会長：「持つ人」とはあまり言わない。

椎名課長：訂正させていただく。

高山部会長：そうすると、「障害のある」「ない人」か。「個性」を入れるかどうか、「個性」のところの「コミュニケーション支援」はあり得るということか。

椎名課長：入れても、別におかしくはない。

高山部会長：では、入れていただくこととする。「移動」と「コミュニケーション支援」は、少しずつ違うような気がする。「移動」にかかるとおかしくなるので、2つに分けるとすっきりするかもしれない。

齊田委員：「ひとにやさしいまちづくり」で、都市計画との関わり合いをもう少し強く何か打ち出すような方法が必要ではないかと思う。歩道が狭いため道路の拡幅計画があるが、全然進まない。都市計画の方法と地域のまちづくりとの整合性をここで求めていると、なかなかできないのではないかと思う。この計画の文章に入れる形が一番いいが、都市計画の部分に推進させるのか。

椎名課長：ほかの計画と全く違うことを言うのはおかしいので、当然、整合性は図っていかねければいけない。この段階では、都市計画のほうの計画をわざわざ入れてはないが、もともと、ほとんどのハード面は福祉というよりも都市計画のほうが中心で、それが前提と思う。

齊田委員：ユニバーサルデザインを取り入れているようだから、これを踏まえてお願いする。

高山部会長：まちづくりに対しては、今あった「障害のある人」「ない人」という考え方と、3ページに併せると「障害特性や個性に配慮した移動支援やコミュニケーション支援の充実」でどうか。そうすると、これにつながってくると思うが、災害はいかがか。

鈴木委員：4月末、個人的に南三陸町へ行ったが、その地域の医療の復旧は、基本的には地域の住民が中心になってやっている。こういうときというのは、文京区内にある大学病院か国立病

院が核となってやると考えている。そのためには、日ごろから顔の見える連携や、拠点となる病院同士の連携がないと無駄になると思った。フットワークのいい連携を取ることが大変大事だなと感じた。うまく有機的に使われることが大事なことで、常日頃から考えておかないと無駄になると思う。

高山部会長：そこら辺は、障害者の方が大きな緊急事態になったとき、そういう医療関係者あるいは関係者の方々が当然、というのは、これから必要である。具体的にそういう協議の場があるのか。

椎名課長：この前の地震もあったので、何を、誰がどういったものをどれくらい必要とするのかという部分、医療関係の方との連携体制は、作っていかないといけない。多分、先ほど言った地域の見直しの中でもそういった点は出てくると思う。

鈴木委員：地域医療連携協議会があるが、その中で、災害時に対する考え方というのが、一般医科は健常の方も障害者も特にないが、歯科に関しては大塚病院と医科歯科大しかない。そういう連携を取る大本の会議に出ると、保健衛生部と福祉部との連携がすごく悪いように思う。そこをもう少し有機的にすることも大事だと思う。

南三陸町で、南三陸町の中は手厚いが、隣の市に避難した方たちは避難先の行政区の対応ダウンに遭い、医科的な医療支援は入っているが、歯科的な医療支援は全くなかった。そう考えると、行政区を超えた連携も大事だと思う。

高山部会長：その辺の情報をきちんと把握しながら、顔の見える関係性と、障害のところでどうリンクしていくのかは作っていかないといけない。少し書き込んだ方がいいかもしれない。

佐藤委員：「方向性」で「要援護者情報の充実」とあるが、要援護者の登録は、情報の流出とかの問題もあるが、手上げ方式でいいのか。また、「災害対策と緊急事態に対する支援」はかなりいろいろヒアリングをやって、保健と防災の方面と障害福祉課ときちんと連携をされて、なさってらっしゃると思うが、その辺りは大事なことかなと思うが、いかがか。

高山部会長：大事である。要援護者情報はいかがか。

椎名課長：今、防災課を中心に、内容的にもそれが役に立つかどうかをチェックして、内容を充実させていく形で見直しを検討している。障害者計画でもそういった充実は当然書いていく必要があると考えている。連携についても、していないわけではないが、今回の地震の実際の状況を見ながら進めていくということである。

高山部会長：手上げというよりも、情報は、地区ごとあるいは民生委員さんに、あそこに誰がいるのかということが分かっていることである。津波は、あそこにいるから助けに行った、ぎりぎり間に合ったという人がいっぱいいる。情報を充実するというよりも、支援体制だと思う。

椎名課長：そういう意味では、身近なコミュニティ、近隣との役割が一番重要だろうとトップにもってきている。今朝の福祉新聞で、災害要援護者名簿について、全国的に、手上げ方式が8割9割だそうである。それを渡すのも民生委員が8割9割くらい。町会等に渡しているところも8割9割、みんな手上げ方式ということである。それだけでは今回、反省する必要もあるので、かなり改善も必要だが、全国的にもそんな感じである。

高山部会長：今、医療の関係の方がネットワークというか、顔が見える関係みたいなもの、そして、有事の際に障害というところに対してどうするか。ここは大事なところなので、事務局と

私で文言の整理をする。

「重点課題と方向性」は、この方向でよろしいか。整理しなくてはいけないところも少しあるが、現時点ではこれで確定という形にさせていただきたい。よろしいか。

(異議なし)

II 議 題 2 計画の体系について

高山部会長：議題2「計画の体系について」（資料第2号）について、事務局から説明をお願いする。

椎名課長：「計画の体系（案）について」（資料第2号）の「全体図」について説明。

若干、修正が加わっているので、そこを含めて説明する。「自立した地域生活への支援」から始まって、5つになっている。前回の計画より増えたという部分は、この「相談支援と権利擁護の充実」で、特に大項目にしたというのが特徴である。「就労支援」については、若干修正をし、「就労相談の充実」を入れてあったが、「就労支援体制の確立」の中で十分であろうということで、そこに含ませ、「就労機会の拡大」の取り組みも重要であるため、これを新たに加えた。「子どもの育ちと、家庭の安心への支援」では、障害の早期発見に始まって、ライフステージ別の中項目とした。防災安全の関係は、「ひとにやさしいまちづくり」の中の中項目とした。中項目までの体系ということで、ここまでよろしいか。

高山部会長：重点課題と方向性と連動していなければいけないという話である。網羅はしているということだが、小項目で具体的な数値が出てくるので、一番大事なのは小項目である。中項目に関しては、よろしいか。

(異議なし)

椎名課長：議題2「計画の体系について」（資料第2号）「1 自立した地域生活への支援」について説明。

中項目に沿って、実際にどういう事業をやっていくかという小項目の問題になるが、今回、小項目は出していない。ただし、小項目をどういう形で考えたかというポイントと、現障害者計画の小項目の事業を真ん中に、右側から2番目に基本構想実施計画の計画事業や福祉センター、教育センターの建替えの中で計画されているものを記載し、参考とさせていただいた。全ての事業が出そろっているわけではないが、そういう形で見ていただきたい。

《 》の中は、計画にはないが、実際に動いている事業で、(レ)という記載は、レベルアップするという意味である。

一番上日常生活支援サービスについては、訪問サービス等について書いてある。また、短期入所の整備、通所の事業についての課題についてポイントとしている。現計画としては、ここに20以上の事業があるが、こういった事業が小項目になっている。実際に、次回には、3年間の数値目標とか1年ごとの数値目標が必要になる。

現計画の事業の右側だが、一番上の「入所施設の整備（新）」、これは間違いで、消していただきたい。次の「福祉センターの建替えに伴う短期入所施設の整備」は、実施を考えている。実は、ここに入っていないが、「センター建替えに伴う相談支援事業の充実」なども、当然入ってくる。

同じように、「生活の場の確保」のほうに関しては、グループホームとか入所施設等が出てくる。そういった形で、右から2番目のほうを見ていただくと、「福祉センターの建替えに伴う入所施設の整備（新）」、「グループホーム・ケアホームの整備（新）」、「精神障害者グループホームの拡充（新）」こういったものが、新しく入ってくる。

次に、「地域生活への移行」で、「安心生活支援事業」は、東京都の補助事業で取り組みは今後であるが、あり得るということで掲示してある。

「生活訓練の機会の確保」では、やはり施設の建替えの部分を書いてある。

次に、「情報提供の充実」の中で、「情報のバリアフリーの推進」がレベルアップになっている。右側に、「SP コードの活用」を廃止・見直しということにしたが、さまざまな媒体の適切な提供ということで、積極的な見直しという形になっている。

高山部会長：何が足りなかったとかいうことに対してはなかなか難しいが、取りあえずいかがか。

椎名課長：次回以降、数値目標や計画の概要だとかを、出てきた中から議論していただく。今日は、この事業は既にあるではないかとか、この段階でも入れたいものについてお願いしたい。

江澤委員：サービス利用支援計画の策定は相談事業なのか。「日常生活支援サービスの充実」でいいと思うが、違うか。

椎名課長：書いてはいないが、「相談支援体制の整備と充実」ということで、2枚目の「相談支援と権利擁護」の中で、「法改正を踏まえた対応等」というところでは、例えば、指定相談事業所の拡充とサービス利用計画、基幹相談支援センターとか、自立支援協議会の補填と、この辺が入ってくるのかなと思っている。

江澤委員：「生活訓練の機会の確保」の地域活動支援センターは、このポジションか。日常生活支援ではないのか。

椎名課長：現計画ではそうになっていたが、変えたほうがよければ、今後は日常生活支援に見直しはかけると思う。

高山部会長：日常生活支援サービスでもいいのか。

椎名課長：地域活動支援センターは、センターによって全然性格が違うし、精神障害系の地域活動支援センターもあるので、どこがいいのかなというのはある。それも今後、詰めたい。

高山部会長：地域活動支援センターは、文京区にいくつあるのか。

椎名課長：地域活動支援センターは、槐の動坂だとか、あと福祉センターだとか、もう数少ない。精神のほうはいくつかある。

高山部会長：その機能や役割は、様々か。

椎名課長：様々である。特に精神は、全然違う。

高山部会長：その辺も、もう少しネットワークをつくったり、情報交換しながら、役割をはっきりさせることも必要かもしれない。そうしないと、何か抱え込みになってしまう。

江澤委員：基本的に訓練という概念も、有目的で有期限と付したほうがいいと思う。

椎名課長：例えば、精神の地域活動支援センターだと相談機能がかなり多いとか、いろいろ違うので、これは今現在のところである。

高山部会長：では、移動ということ念頭に置いて、次に出していただく時はお願いしたい。
ほかにはいかがか。この大項目の1がものすごく多い。

椎名課長：先ほどの自立支援法の、確実にやらなければいけないものもそこに入る。

安達委員：生活訓練の「精神障害者社会復帰促進事業の推進」は、具体的に何を指しているのか。

高山部会長：今あるのは、地活相談支援のたぐいと、就労継続支援事業のたぐいと、就労移行支援のたぐい、あとは、保健所デイケアである。

椎名課長：「医療機関と連携し、精神障害者の地域への移行を進める。精神障害者の社会復帰に向けて、具体的に障害者施設との連携を図り、より効果的な役割について検討する」ということで、平成19年度末では、実施回数139回、参加人数1,430人という実績が出ている。

安達委員：そうしたら、保健所デイケアである。理解した。

高山部会長：よろしいか。これは今日ではなく、数値目標も、次の9月である。

椎名課長：小項目については、9月、10月で出そうと思う。

高山部会長：次の説明をお願いしたい。

椎名課長：議題2「計画の体系について」（資料第2号）「2 相談支援と権利擁護」、「3 就労支援」について説明。

次の大項目の2番目、「相談支援と権利擁護」の中項目は2つにした。ポイントは、今までの重点課題のところで書いていたことと、大体同じである。最後のところで、「法改正を踏まえた対応」が、記載されている。現事業としては、相談総合体制の構築であるとか、自立生活支援センターなどである。

右から2番目だが、基本構想実施計画上の事業では、自立支援協議会の運営のレベルアップ等書いてある。その下の、「24時間相談・安心生活支援事業」は、東京都の補助事業だが、先ほど言ったように、こういったことも対応・検討していきたいと思っているところで書いてある。

そのほか、法改正を踏まえた事業としては、先ほど江澤委員の言われたようなサービス利用計画、基幹相談支援センターが入っている。

下の段が、「権利擁護・成年後見等の充実」で、成年後見等の周知や虐待防止法の成立を踏まえた対応などが必要になってくるので、小項目はあんしんサポート、社会福祉協議会の事業ですとか、成年後見の利用促進等が入っている。

右から2番目の実施計画上では、特にはないが、こちらも法改正を踏まえた障害者虐待防止法の対策事業等が、必要になってくるだろうということである。

次、3番目が「就労支援」だが、中項目としては4つになる。

一番上の「就労支援体系の確立」では、障害者就労支援センターのさらなる支援の充実や、連携の強化が必要ということ、ポイントとして考えている。小項目のほうでは、就労支援センターの充実、その他自立支援協議会、障害者雇用の普及・啓発等が、今回の事業として挙げられている。基本構想上は、精神障害者回復途上者デイケア事業という形のもので、新規事業となっている。

2番目は、「就労継続の支援」で、「継続」を中項目として出した。この事業は、「就労している障害者が安心して働き続けられる支援の強化」をしていくことで、就労先企業支援や、安定した就労生活の支援も現行の事業からある。

次に、「福祉施設等での就労支援」では、障害者に合った仕事や工賃アップというところで、現行の事業が4つほど書かれていて、今後の事業としては、「工賃アップ支援事業」も、続けて取り組んでいきたいと書いている。

最後は、「就労機会の拡大」で、場の開拓等が必要だということでもあります。区の業務における就労機会の拡大については、やっているところだが、今後、新たな部分も出てくるだろうと、今、障害者就労支援事業の充実ということで、シュレッダーの委託をやっていたり、続けて自立支援協議会の就労支援部会においても、資源の開発等に取り組んで、こちらのほうも進めていくということである。

高山部会長：権利擁護・就労支援は、こういう小項目という形ではよろしいか。

椎名課長：議題2「計画の体系について」（資料第2号）「4 子どもの育ちと、家庭の安心への支援」、「5 ひとにやさしいまちづくり」について説明。

4番目、「子どもの育ちと、家庭の安心への支援」ということで、こちらの中項目は4つである。最初は、「障害の早期発見・早期療育」で、書いてあるような役割ということである。

右から2番目の基本構想上の事業だが、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、これは、子どもの事業は同じ側面はあるが、早期発見というのにも役立つだろうと、ここに書いてある。あと、子育てで支援に関する派遣の充実というの、現実的にはある。

次は、「相談支援の充実」で、これは成長段階に応じた切れ目のない支援だとか、子育ての総合的な支援・アドバイス、子育てに不安を感じる親に対する相談支援、仕事と子育ての両立というのが、ポイントということである。

現在の既存事業は、右に書いてあるとおりで、また一つ右のほうになるが、療育事業の拡充及び関係機関等のネットワーク作りのレベルアップ事業ということで、既に計画されているものがある。

その他、教育センターの建替えに伴い、療育相談とか総合教育相談の充実であるとか、「(仮称)教育発達相談窓口」の設置、また、法改正を踏まえた児童期事業の再構築で、名前は変わっているが、「児童発達支援事業」というようなところも出てくると思っている。

また、次の3番目の「乳幼児期・就学前の支援」では、右から2番目を見ると、育成室への障害児受入れのレベルアップや、教育センターの建替えということで就学児童への充実等。あと、法改正を踏まえた事業の中では、保育所等訪問支援というようなことも書かれている。

最後が「学齢期の支援」ですけれども、こちらは、右から2番目を見ていくと、中・高生の放課後居場所対策事業だとか、幾つか並んでいる。この中に「放課後全児童向け事業」とか、「特別支援教育連携協議会の設置」、その他、教育センター建替えに伴う放課後デイサービスやふれあいの充実なども入ってくるものと思う。

次に最後の「ひとにやさしいまちづくり」ということで、こちらは中項目が6個ある。「安全で快適な生活環境の整備」では、公共施設を中心としたバリアフリー化とか、自転車マナーの対応というようなところである。現事業については、主にバリアフリーを中心に書かせていただいている。今後の実施計画上の事業としては、公園再整備事業やコミュニティバスの運行や、総合的自転車対策の推進が挙げられている。

次は「防災対策の充実」で、右から2番目を見ていただきますと、地域防災計画の修正をしていこうと、災害時要援護者の支援についての充実を図っていこうというところが、具体的な新しい事業計画である。

3番目は、「ノーマライゼーションと合理的配慮の理念の普及」ということで、一般の人の障害に対する理解、差別のない社会づくりを推進していくということである。こちらの新規事業、右から2番目になるが、障害及び障害者に対する理解を促進していくということで、これは新規で取り組みをする。

次は、「学習・スポーツ・文化活動の促進」で、右から2番目は、「障害者事業を通じた地域交流」等をやっていくということである。

下から2番目の「地域との交流と社会参加の促進」で、「地域とのふれあい交流の活動推進や障害者が地域で過ごせるような取り組みの充実」として、「ふれあいの集い」だとか、施設のお祭り、また、支援事業などもここに入ってきている。障害者週間「ふれあいの集い」のレベルアップを想定している。

最後に、「地域福祉の担い手への支援」ということで、ボランティアや民間福祉団体など、地域福祉の主要な担い手に対しての支援ということである。こちらは主に、社会福祉協議会の事業などが入り、右から2番目にあるとおり、地域活動参加支援サイト、産学連携社会起業家育成アクションラーニングプログラム等が、新規事業として考えているところである。

高山部会長：子どものところはいかがか。既存事業のところが出てしまっているが、よろしいか。この修正はあとのほうでやることになる。6はないのか。

椎名課長：災害をまちづくりの中に入れたので、ここで終わりである。実際は、そういった議論のための資料なので、今回は実際に数値や計画事業などを議論いただければと。

高山部会長：これは議論のためでもあるので、見ていただいて、追加等や意見があれば、次回お願いしたいと思う。よろしいか。

(異議なし)

II 議 題 3 シンポジウム(案)及び障害者本人等の意見を聞く場の開催について

高山部会長：「シンポジウム(案)及び障害者本人等の意見を聞く場の開催について」(資料第3号)について、事務局から説明をお願いしたい。

椎名課長：議題3「シンポジウム(案)及び障害者本人等の意見を聞く場の開催について」(資料第3号)について説明。

高山部会長：こういう方向性で確認できたら、具体的に人選等々していただきたいと思う。パネルが6名程度で、講演とポイントが入ると、時間が足りないかもしれない。

椎名課長：ポイントは短くやりたいと思う。

高山部会長：講演も当事者にしていただいたらいいのではないかと、当事者で小西さんはどうかと思った。今日は、そういう人選よりも、この枠組みということだが、いかがか。大事なのは、パネルディスカッションだと思う。こういう方向性でよろしいか。

佐藤委員：本人の意見を聞く場は、いつごろか。

椎名課長：ある程度の形ができて意見を聞きやすく、かつ、まだ結論が出ていなくて、あまりまとまりにもなっていないという段階を想定している。次の部会が9月で、10月には中間のまとめが大体出てくる感じになるが、その間くらいで、大体10月くらいになろうかと思う。それが第1回目ということである。

佐藤委員：これは、何回も行うのか。

椎名課長：状況も踏まえながら、回数は検討させていただきたいと思っている。最低限の範囲で2回くらいはできると思う。

江澤委員：講演のこの演題は、仮テーマではないのか。

椎名課長：仮テーマである。

江澤委員：権利条約に突き進んでいるのだが、基本法の改正で、何かいきなりつまずいてしまったみたいなどころがあるのではないか。そこら辺が話題的にはいいかなと思うが。理想としては、障害者権利条約のほうに近づきつつあるのだが、その1歩目で、正直大きなつまずきがあるので修正を入れるみたいなどころで、何かこの障害者計画につなげたいというのは駄目か。

椎名課長：駄目ということはない。

高山部会長：演題や最終的な人選は、いつまでに決定しなくてはいけないのか。

椎名課長：1週間程度、来週の火曜日くらいまでに、何かこんな人があれをやってほしいなどいうのを言っていたら、それを踏まえて、会長と相談させていただくということでもいいか。

高山部会長：基本法の改正があつたりというのも、1つの題目となり得るということである。もしあれば1週間くらいの中に、障害福祉課のほうに連絡してほしい。

Ⅲ その他 特別支援教育連携協議会について

高山部会長：「文京区特別支援教育連携協議会組織図」（当日席上配布資料）について、教育センター所長から報告をお願いしたい。

野稲所長：「文京区特別支援教育連携協議会組織図」（当日席上配布資料）について報告。

特別支援教育については、関係機関との連携体制をつくるという課題があつたが、今回、教育センターが事務局となり、特別支援教育連携協議会という組織を立ち上げ、先週の7月29日に第1回目の会合をもったところである。

高山部会長：何か質問はないか。これは、杉崎さんのところの協議会と、例えば、どういうリンクをしているのか。新しくではなくて、もともとあつたのか。

野稲所長：もともとはない。現場の担当者レベルで情報交換などをやっていたが、役割分担でうまくいかない部分もあつたので、新しく、もっと上の部分から連携組織立ち上げている。

高山部会長：今年度からスタートしたものか。

野稲所長：先週立ち上げた。専門家チームとして、学校現場の支援を重点に、まずは実際に活動していきたいと思っている。

高山部会長：ではこれから、保護者の方とかいろいろと、積み上げていく形になっていくのか。

野稲所長：将来的には、いろいろな形があると思う。

Ⅲ その他 その他

高山部会長：「その他」（スケジュール予定表）について、事務局より説明をお願いする。

椎名課長：「今後のスケジュール」（スケジュール予定表）について説明。

第6回は10月27日木曜日、午後1時～午後3時。小項目の事業の検討または目標の検討が中心となる。12月がなくなり、第7回の1月は変わらない。

ほかに付け加わった部分は、シンポジウムが10月28日、その下の障害者本人等の意見を聞く場は予定である。区民説明会等の予定は11月下旬から12月上旬になっており、パブリックコメントの実施時期である。

次回、第5回障害者部会は9月20日なので、よろしくお願ひしたい。

IV 閉 会

高山部会長：閉会挨拶

～以上～